

資料 4 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

変更届等の提出期限について

1 指定内容等に関する変更届出書について

- ・指定内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に「変更届出書」(規則様式第 4 号)を提出してください。
- ・変更の届出を要する事項及び必要な添付書類については、千葉市ホームページ「変更届出提出書類一覧」をご参照ください。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/nittyu_kyojyu.html#3

- ・ただし、以下の変更については、**変更予定日の属する月の前々月末までに**届出を行ってください。

- ・事業所（施設）の名称
- ・事業所（施設）の所在地
- ・事業所（施設）の定員の増減
- ・事業所（施設）の平面図の変更（面積基準があるものに限る）
- ・共同生活住居（サテライト型を含む）の増

また、上記の内容を変更する場合は、変更届出書を提出する前に必ず事前協議をお願いいたします。

2 特定障害福祉サービス及び施設入所支援にかかる定員増について

- ・特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）及び施設入所支援については、障害者総合支援法の規定により、千葉市障害福祉計画において定める必要量にすでに達している場合、指定をしないことができます。そのため、特定障害福祉サービスの定員増については、変更届出書ではなく、指定変更申請が必要となります。
- ・定員増を行う場合は、事前に障害福祉サービス課へご連絡ください。なお、書類の提出期限は、変更予定日の属する月の前々月末までとなりますので、お早めにご連絡をお願いいたします。
(指定変更申請書に係る必要書類等は、事前協議後にご案内いたします。)

3 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について

- ・介護給付費等算定に係る体制等を変更する場合は、**加算を取得する月の前月 15 日までに**届出を行ってください。(算定される単位数が増えるものに限る。)

(16 日以降に届出された場合には、翌々月の 1 日から適用となります。)

※加算が算定されなくなる場合は、状況が生じた時点または明らかになった時点で速やかにその旨を届け出てください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/kasan.html>

4 業務管理体制の整備について

(1) 業務管理体制の概要

平成 24 年 4 月 1 日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

(2) 対象となる事業所

以下のサービスの指定を受けている事業所が対象になります。

○障害者総合支援法のサービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・共同生活援助・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労選択支援・就労定着支援・自立生活援助・施設入所支援
一般相談支援・特定相談支援

○児童福祉法のサービス

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援
障害児相談支援

(3) 整備すべき業務管理体制の内容

障害者総合支援法または児童福祉法それぞれの条文ごとに、指定を受けている事業所・施設の数（以下「指定数」といいます。）に応じて、以下のとおり定められています。

指定数	法令遵守責任者の専任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査を定期的に実施
20未満	○	-	-
20以上100未満	○	○	-
100以上	○	○	○

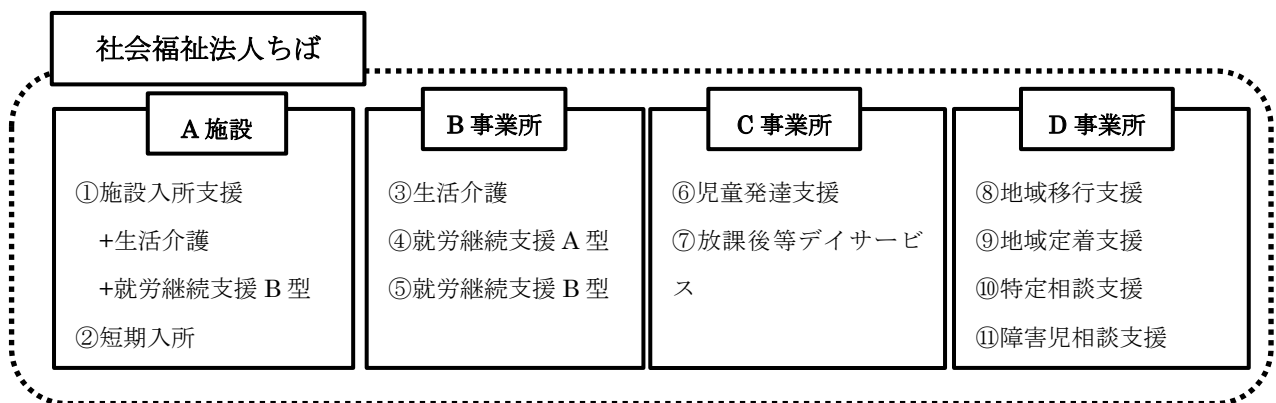
※指定数の数え方

- ・原則として、その指定を受けたサービス種類ごとに 1 と数えます。事業所番号が同じでも、サービス種類が異なる場合は、異なる指定数として数えます。
- ・指定数は、法律の条文ごとに数えます。

法律名	条文	運営主体
障害者総合支援法	法第51条の2	- 指定障害福祉サービス事業者 - 指定障害者支援施設の設置者
	法第51条の31	- 指定一般相談支援事業者 - 指定特定相談支援事業者
児童福祉法	法第21条の5の25	指定障害児通所支援事業者 (指定医療機関の設置者)
	法第24条の19の2	指定障害者入所施設の設置者 (指定医療機関の設置者)
	法第24条の38	指定障害児相談支援事業者

※届出書は該当する条文ごとに提出が必要となります。

(例)



サービス種類	対象となるサービス	該当する条文	届出様式	指定数
①	施設入所支援 +生活介護 +就労継続支援 B 型	法第 51 条の 2	業務管理体制の 整備に関する事 項の届出書 (第 1 号)	1
②・③・④・⑤	障害福祉サービス			4
⑧・⑨・⑩	特定相談支援・地域移行支援・ 地域定着支援	法第 51 条の 31		3
⑥・⑦	障害児通所支援	法 21 条の 5 の 25	業務管理体制の 整備に関する事 項の届出書 (第 2 号)	2
⑪	障害児相談支援	法 24 条の 38		1

※例のケースであれば、4種類の届出書が必要となります。

(4) 事業者が整備する業務管理体制

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(※1)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(※2)の概要
事業者等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(※1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(※2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

上記の内容が変更となった場合は、業務管理体制の整備に関する届出事項の変更届出書の提出が必要となります。

(5) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、事業者（運営主体、法人など）の主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省（本省）
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①及び②以外の事業者	千葉県（千葉市） ・ 設置する事業所等が<u>障害者総合支援法</u>に基づくものであり、その所在地が千葉市、船橋市、柏市のみである場合は、事業所が所在する各市。 ・ 設置する事業所等が<u>児童福祉法</u>に基づくものであり、その所在地が千葉市のみである場合は、千葉市。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/gyoumukannritaisei.html>